

藤田学園 P S A 規程

平成14年規程第1号

施行 平成14年11月29日

改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人藤田学園が、教職員及び学生が建学の精神に則り、学則・諸規則を遵守し、充実した学生生活の中で、その教育的使命を達成し医療社会に貢献できる人道愛に満ちた医療人となるために、教職員と学生相互の日常生活における教育的啓蒙と人格の陶冶を増進する組織として設置する P S A (Professors Students Association) の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動)

第2条 P S A は、その目的を達成するために、次の各号に掲げる事項に関する活動を行う。

- (1) 学則、諸規則及び学生心得の遵守と実践推進に関する事項
- (2) 教育的啓蒙及び校風の高揚に関する事項
- (3) 修学状況が適当でないと認められる学生の生活指導に関する事項
- (4) その他福利厚生面における相談援助など生活指導全般にわたる支援に関する事項

(委員会)

第3条 通常の P S A 活動は、各学部学校が単独又は互いに協同して行う。

2. 各学部学校が P S A 活動を実際に企画運営するために、それぞれに P S A 委員会（以下、委員会という）を置く。
3. 各学部学校別の委員会の運営については、各学部学校別の施行細則の定めるところによる。なお、委員会の構成員には、必ず学生の代表者を加えなければならない。

(運営連絡会)

第4条 各学部学校別の P S A 活動について連絡、報告又は協議し、学園全体として統括するために、藤田学園 P S A 運営連絡会（以下、連絡会という）を置く。

2. 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学生部長
 - (2) 各学部学校の P S A 委員長
 - (3) 大学事務局学務部長
 - (4) 大学事務局総務部長
 - (5) その他学生部長が必要と認めた者

(事務)

第5条 この規程に関する事務は、大学事務局総務部学生支援課が行う。

(改正)

第6条 この規程の改正は、学生部連絡会の議を経て、学長の決定による。

附則

1. この規程は、平成14年11月29日から施行する。
昭和53年10月1日施行の藤田学園P. S. A. 規程及び藤田学園P. S. A. 施行細則はこれを廃止する。
2. 平成20年4月1日一部改正
3. 平成25年4月1日一部改正
4. 令和2年4月1日一部改正